

中小企業の設備投資に係る支援策について

1 現在の設備投資に係る市の支援策等

支援策の名称	支援の概要	令和5年度 予算	令和5年度 決算見込み	支援の実例等
中小企業 振興奨励金	新たに取得された 家屋・償却資産に係 る固定資産税額を1 年間、1/2 補助	28,000 千円	218 件 23,010 千円 平均 105 千円	製造業 計 15 点 17,100 千円 構築物 12 点 9,800 千円 中古機械 2 点 6,600 千円 備品 1 点 700 千円 固定資産課税標準 15,000 千円 最大対象者 107 点 2,840 千円 最小対象者 1 点 1.4 千円
立地促進 奨励金	新たな工場・倉庫の 立地に対し家屋・償 却資産の固定資産 税額を3年間補助、 また市内居住者の新 規雇用に補助	48,995 千円	5 件 うち新規 2 件 48,044 千円 うち雇用促進 3,300 千円	流通業(2年目) 計 14,000 千円 固定資産課税標準 家屋分 600,000 千円 償却資産分 400,000 千円 ※ 上記は説明のための例示 額
先端設備 等導入計 画の認定	年3%以上の生産性 向上計画の認定を 受け導入する償却 資産について固定 資産税額を最大5 年間2/3 減免	歳出予算 0 千円 減免による 歳入減概算 15,000 千円	令和5年4月 ～12月17件 投資計画合計 547,087 千円 上記の税額 6,800 千円	製造業 1 点(R 6) 126 千円減免 溶接機械計画額 15,000 千円 生産性向上率 6.5%/年 固定資産課税標準 1 年目 13,500 千円 2 年目 10,700 千円 3 年目 8,500 千円 4 年目 6,800 千円 5 年目 5,400 千円

2 設備投資に係る支援策・中小企業振興奨励金の問題点

(1) 奨励金の交付時期が遅い

取得年の翌年4月に固定資産税が課税され、7月または更に翌年3月に交付決定となるため、令和6年1月取得の交付は早くても令和7年7月と1年半後、期別納付の場合は最長2年3カ月後の交付となり、負担軽減としても効果が高くない。

(2) 対象設備・業種等の限定がない

固定資産税の課税対象（取得価格10万円以上で減価償却するもの）を広く対象としており、低額な構築物、備品等に対する支援は投資促進の趣旨には合致せず、少額の負担軽減に止まる。

また、製造業・流通業のみなど業種を限定していないことから、賃貸用不動産や更地に太陽光発電設備を導入する場合も交付対象となっている。

なお、1者当たり・1点当たりの上限額、設備・投資合計額の下限額は設けていない。

3 他市における設備投資の支援策

(1) 春日井市

支援策の名称	支援の概要
設備投資事業助成金	製造業・運輸業を営む中小企業で、新たに取得された機械・装置、建物付属設備、車両で固定資産税の対象となる合計額が 10,000 千円以上の場合、対象資産の評価額の 5%を補助 (10,000 千円限度)
生産性向上 I C T 活用支援事業助成金	先端設備等導入計画、経営力向上計画の認定を受けた設備で、情報通信機能を備える設備の取得額の 20%を補助 (1,000 千円限度)
省エネルギー設備投資事業助成金	中小企業が省エネ診断に基づき行う設備導入・改修経費の 20%を補助 (1,000 千円限度)
既設工場取得事業助成金	工場・研究所として使用する 500 m ² 以上の建物で、土地を含め 50,000 千円以上の投資額となるものの固定資産税・都市計画税を補助 (3年間)

(2) 刈谷市

支援策の名称	支援の概要
小規模企業者設備投資促進補助金	小規模事業者で、新たに取得された構築物、機械・装置、工具・器具・備品で固定資産税の対象となる合計額が 3,000 千円以上の場合、対象資産の評価額の 5%を補助 (5,000 千円限度)
創業者支援事業費補助金	商工会議所の支援を受けた創業者の事務所の改装費等を 50%補助 (500 千円限度、他にテナント料や法人登記費用も対象)
事業用脱炭素促進設備導入費補助金	中小企業が省エネ診断に基づき行う設備導入・改修経費の 50%を補助 (1,000 千円限度)

(3) 豊橋市

支援策の名称	支援の概要
中小企業振興助成金	新たに取得された機械・装置に係る固定資産税課税標準額の 4.2% (≒ 1.4%×3) を補助 (3,000 千円限度、ただし製造業・建設業・運輸業等は 1 点 1,000 千円以上、小売業・サービス業は 300 千円以上のもの)

4 中小企業振興基本条例第 1 2 条で規定する施策の基本方針各号に係る関連設備

- (1) 経営改善等 (小規模事業者)・・・パソコン、より高速な機械等経営改善に資する設備
- (2) 事業の継続及び安定・・・非常用電源、防水設備など B C P 対策設備
- (3) 中小企業者の新事業展開・経営革新・・・先端設備等導入計画、経営力向上計画認定設備
- (4) カーボンニュートラルの実現、S G G s への対応等、社会的課題への取組み
 ・・・省エネ・創エネ・畜エネ設備の導入・改良、D X 促進による持続可能性の向上設備
- (5) 創業促進・・・創業時の事業所改修、看板設置、パソコン購入等の初期投資
- (9) 中小商業・サービス業支援・・・スマレジ、店舗改修費
- (10) 観光サービス支援・・・市外看板設置、情報発信設備
- (11) 植木産業、農産物生産・販売促進・・・剪定枝処理施設、共同直売所等の設置